

嚴重警戒期到達を踏まえた
感染再拡大防止対策
(案)

4月2日
京都府

1 府民・事業者への要請

期間 令和3年4月5日から4月21日まで

(1) 往来の自粛

- ・ 大阪府、兵庫県や首都圏1都3県など感染拡大地域への往来を極力控えること
- ・ 府域内の往来についても、必要性を検討して行動すること

(2) 飲食店等への営業時間短縮要請

① 対象地域

京都市及び山城・乙訓地域（宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）

② 期間

令和3年4月5日0時から4月21日24時まで

③ 実施内容

飲食店、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗の21時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から20時30分まで）を要請

対象施設	要請内容
【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	営業時間短縮（5時～21時）を要請 ただし、酒類の提供は11時～20時30分

※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外

時間短縮要請協力店舗への協力金の支給

店舗への支給額	1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり4万円 (定休日を除く)
---------	-------------------------------------

(3) 催物（イベント等）の開催

イベント主催者等に対し、以下の要件に沿った開催を要請します。

- ① 人数上限 5,000人又は収容定員50%※以内（10,000人以内）のいずれか大きい方
※大声での歓声等がない場合：100%
- ② 営業時間 21時まで
- ③ 事前協議 全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合、事前に京都府相談窓口へ相談してください。

2 感染の再拡大を徹底して防ぐためのお願い

1 一人ひとりが、うつらない、うつさない行動を！

- ・ マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、3密の回避など、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。
- ・ 人と人との接触機会を減らすため、各種イベント等、屋外の活動も慎重に行動してください。
- ・ 感染の多くは飛沫感染です。ウイルスは主に鼻と口から入ります。会話の時は必ずマスクをしましょう！

2 飲食機会の感染予防の徹底

- ・ 飲食時のきょうとマナーに御協力をお願いします。

<きょうとマナー>

- ・ 適切なアクリル板や換気設備のあるお店で！
- ・ 会話の時は、マスクを着用！
- ・ 食事前、退店時には手指消毒を！
- ・ お店では大声で話さないでください！
- ・ 2時間、4人までを目安に！

- ・ 宴会や家族以外のホームパーティーは控えてください。
- ・ 外食時は、1人で食べる「個食」黙って食べる「黙食」に御協力ください。
- ・ カラオケを行う設備を提供している事業者の方は、マスク着用による飛沫防止など感染防止対策を徹底してください。
- ・ 事業者の皆様におかれては、家族等でやむを得ず5人以上の予約が入る場合は、万一感染が確認された場合の接触者の特定のため、連絡先が把握できるよう協力を求めています。

3 出勤の抑制

- ・ 「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークをより一層推進するとともに、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤などの取組を推進してください。
- ・ 業態により困難な場合は、週休の分散化、休暇取得等により職場での密を回避してください。

3 大学生に対する感染再拡大防止対策

○大学からの緊急メール等による全学生に対する注意喚起

○新入生に対する「きょうとマナー」の周知等、感染防止ガイダンスの実施

【クラスター・感染拡大を発生させないための大学生への注意喚起】

大学の授業や課外活動の前後などの会食は控え、「きょうとマナー」を徹底すること

- ・新入生歓迎会やクラブ・サークル等のコンパの禁止
- ・大人数での行動や、友人の下宿等での宿泊の禁止
- ・食事中も含めた、マスクを外しての会話の禁止

4 感染者を早期に捉えるための検査の実施

○大学生、繁華街、デイサービスにおけるモニタリング検査の実施

【スポット配布型】

- ・駅等人通りのある場所において、その場を通行・訪れた人を対象に実施
(3/5～3/28のうち8日間で、検査キット 計 1,473 個を配布、うち 3 名陽性疑い)

【団体検査型】

- ・大学において、クラブ活動参加者や施設実習生等を対象に実施
(3/29～3/31の3日間で、計 140 人に検査キットを配布済み)
- ・デイサービス事業所において、従業員及び希望する利用者を対象に実施
(4月上旬から府域の3事業所約 230 名を対象に開始予定)
- ・繁華街の飲食店従業員等を対象に実施
(4/7から約 650 名を対象に開始予定)
- ・フィットネスクラブの従業員を対象に実施
(4/12から約 20 名を対象に開始予定)

○高齢者施設の職員等に対する検査の継続実施

国の基本的対処方針に基づく新たな集中的実施計画として、京都府及び京都市において、高齢者施設の職員等に対する検査を、4月以降も継続して実施する。

① 対象施設 高齢者及び障害者・児の入所施設（府内全域 931 施設）

② 対象者 上記施設に従事する職員等 約 32,000 人

③ 実施期間 令和3年4月下旬～6月30日

④ 実施方法 PCR検査

※ 陽性となった場合は、保健所が積極的疫学調査を実施するとともに、当該施設に対し「施設内感染専門サポートチーム」を派遣

【2～3月実施検査の状況】 717 施設・30,419 人 うち陽性者 2 人 (0.007%)

5 京の飲食・安全の向上に向けて

飲食機会における、安全対策を「アウトリーチ型の安全対策向上への支援」「アウトリーチ型の経営相談会の実施」「きょうとマナーの巡回啓発・飲食店への巡回点検」の3本柱で行い、ワンランク高いレベルの安心・安全を実現

①アウトリーチ型の安全対策向上への支援

- ・ 飲食時における新型コロナウイルス感染リスクを低減するため、ハードとソフトの対策を組み合わせ、府内の飲食店等の安全対策をワンランクアップする支援制度の趣旨・目的、支援事業の概要等を広く周知する説明会をアウトリーチ型で開催。

②アウトリーチ型の経営相談会の実施

- ・ 同会場において中小企業診断士による経営相談会を併設し、その後「金融・経営一体型支援体制強化事業」を行い、事業者の経営継続を支援。

③「きょうとマナー」の巡回啓発・飲食店への巡回点検

- ・ きょうとマナーを記載したチラシ等を活用し、飲食店が集積している地域で啓発活動を行い、府民や事業者への啓発を徹底
- ・ 府・市町村等が連携して営業要請時間外の状況を調査し、営業中の店舗等には個別要請を実施